

令和8年西予市教育委員会第2回定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

令和8年2月19日（木）

宇和地域づくり活動センター 4階 研修室2

II 出席者

教育長 宇都宮 明彦 委員（教育長職務代理者）酒井 史朗
委員 兵頭 美和 委員 藤森 美佳

III 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	谷川 和久	教育総務課長	宮中 英希
学校教育課長	宇都宮 晋	まなび推進課長	大崎 伸一
教育総務課長補佐	山本 裕樹	教育総務課長補佐	柿原 稔広
教育総務課教育総務係長	富永 時藏	学校教育課長補佐	清家 真二
学校教育課長補佐	薬師寺ふみ	学校教育課管理係長	名本 拓朗
まなび推進課長補佐	高木 邦弘	まなび推進課長補佐	徂田 剛

IV 議題

1 会議録の承認

(1) 令和8年西予市教育委員会第1回定例会会議録の承認について

2 報告事項・主な会議・行事等の説明

(1) 令和8年2月の行事報告について

(2) 令和8年3月の行事予定について

(3) 令和8年西予市教育委員会第3回定例会の開催日程について

3 議決事項

承認第2号 専決処分第2号の承認について（令和7年度西予市一般会計補正予算（第8号））

議案第1号 西予市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について

議案第2号 西予市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規

則の一部を改正する規則制定について

4 協議事項

協議第2号 2026年度西予市教育基本方針の策定について

協議第3号 西予市立学校における働き方改革推進計画の策定について

5 報告事項

報告第1号 西予市中学校再編検討委員会検討状況について

報告第2号 第3回西予市中学校部活動地域展開推進協議会の協議内容について

報告第3号 西予市教育委員会表彰奨励賞表彰者の決定について

V 会議の概要

1 開会

教育長 本日、三好委員が欠席である旨述べ、地教行法第14条第3項の規定により、開催及び議決要件を満たしている旨報告する。

教育長 午後3時00分開会を宣する。

教育長 傍聴人3名の入室について諮る。

全委員 異議なし。

教育長 入室を許可する。

教育長 傍聴者は、西予市教育委員会傍聴規則を遵守するよう求める。

2 会議録の承認

教育長 令和8年西予市教育委員会第1回定例会会議録について意見を求める。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしと認め、令和8年西予市教育委員会第1回定例会会議録を承認する旨宣する。

3 報告事項

(1) 令和8年2月の行事報告について

教育長

3月行事予定の差替えがある旨述べる。2月行事予定に

ついて、少年の日の記念行事が実施された旨述べる。次に、ウクライナの相撲ジュニア代表が1月29日から2月5日の期間に乙亥会館で合宿を行い、野村小学校と野村中学校で交流会を実施した旨述べる。次に、令和8年第1回西予市議会定例会が2月24日から開催される旨述べる。令和8年度当初予算等については、次回の定例会において報告する旨述べる。

(2) 令和8年3月行事予定について

- 教育長 事務局の報告を求める。
- 教育総務課長 3月行事予定について報告する。
- 教育長 3月行事予定について意見を求める。
- 酒井委員 3月6日の市校長会研修会への教育委員の出席について問う。
- 学校教育課長 前回の校長会において役職定年を迎える校長先生方の提言について実施するか協議した結果、提言の方がもうないということなので、今回から教育委員の出席は不要であることを説明する。
- 全委員 その他特になし。

(3) 令和8年西予市教育委員会第3回定例会の開催日程について

- 教育長 令和8年西予市教育委員会第3回定例会の開催日程について意見を求める。
- 全委員 特になし。
- 教育長 令和8年西予市教育委員会第3回定例会を月24日(火)午後2時00分から開催する旨宣する。

4 議決事項

承認第2号 専決処分第2号の承認について（令和7年度西予市一般会計補正予算（第8号））

- 教育長 事務局の説明を求める。
- 教育総務課長 資料に基づき令和7年度西予市一般会計補正予算第8号教育費に係る補正概要（教育総務課1件・学校教育課3件）を説明する。
- 兵頭委員 物価高騰対策事業の対象者で大学生等の等ほどの範囲かを問う。

教育総務課長 学校教育法に基づく短期大学・専門学校・大学院などに在学している学生を指す。保護者が扶養していることを条件とし、そのうえで給付の対象を「大学生等」としている旨説明する。

酒井教育委員 今の事に関連して、希望するものにとということか問う。
教育総務課長 対象者の個別特定は困難であるため、過去に実施した同様の事業（2回分）の実績を参考に、対象者約900人の内7～8割程度が申請すると見込んでいる。今回は紙による申請方式であったが、今回は電子申請を導入する。申請者は原則として保護者とするが、保護者と対象者の特定が可能な場合は、大学生等の対象者本人が保護者に代わって申請を行うことも認める方針である。大学生等であれば、電子申請等も容易に申請が可能である。こうした仕組みを活用することで、申請率の向上を図る狙いがある旨説明する。

酒井委員 ホームページから確認するのかを問う。

教育総務課長 ホームページのリンク先及び2次元コードから申請ができる旨説明する。

教育長 過去2回の実施では、支援給付金に加え、小包を送付している。今回は、給付金については別の事業で実施するため、教育部の本事業予算は、地元特産品に絞って実施する旨説明する。

教育長 承認第2号について、承認される委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

教育長 全会一致で原案のとおり承認する旨宣する。

議案第1号 西予市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

教育総務課長 規則第10条において、出席委員の過半数の議決により、会議を秘密会とすることができる旨を定めている。秘密会とする可決要件を地方教育行政の組織および運営に関する法律に準じて、出席委員の3分の2以上とするため、本規則の一部を改正する旨説明する。

教育長 議案第1号について、意見を求める。

全委員 特になし。
教育長 議案第1号について、賛成の委員の挙手を求める。
全委員 全員挙手する。
教育長 全会一致で原案のとおり承認する旨宣する。

議案第2号 西予市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。
学校教育課長 教員の長時間勤務が依然として常態化しており、健康状態が危惧されている。2025年に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、働き方改革推進計画策定の義務化教員の在校等勤務時間の上限の明確化が求められている。そのため、業務量管理健康確保措置の実施を学校運営協議会の役割として明確に位置づけるため、本規則の一部を改正する旨説明する。
教育長 追加案件として学校の働き方推進計画の策定案については後ほど説明するが、その関係の中で、学校運営協議会に位置づけるため規則の改正を行う旨補足する。
教育長 議案第2号について、意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 議案第2号について、賛成の委員の挙手を求める。
全委員 全員挙手する。
教育長 全会一致で原案のとおり承認する旨宣する。

5 協議事項

協議第2号 2026年度西予市教育基本方針の策定について

教育長 事務局の説明を求める。
教育総務課長補佐 資料の差替えについて報告する。資料に基づき、改正箇所を説明する。
教育長 委員に意見を求める。
酒井委員 1点目、23頁の「地域の教育力を活かした特色ある体験活動の充実と基礎学力の向上」の内後半部分の「基礎学力の向上」省くことは差し支えないと思うが全てを削

除した理由を問う。2点目、「地域住民の活躍の場の創出」に前段の基本方針にも記載のある「学びによる」という言葉を追記し、「地域住民の学びによる活躍の場の創出」と修正してはどうかを問う。

学校教育課長 1点目については、後段記載の「地域と連携した教育活動の推進」に含めてよいと思い削除した旨説明する。

委員ご指摘を受け「地域の教育力を生かした特色ある体験活動の充実と基礎学力の向上」を元に戻し、「地域学校協働活動推進員による地域と連携した教育活動の推進」は改正案のとおりとしたい旨説明する。

まなび推進課長 委員のご指摘のとおりで、学習機会の創出だけでなく、学んだことを生かせる場づくりが重要であり、今後は教える立場で活躍することも想定される旨述べる。また、「地域住民の活躍の場の創出」に「学び」という言葉を加えるほうが明確で分かりやすいため、そのように修正する旨説明する。

酒井委員 「地域の教育力を生かした特色ある体験活動の充実と基礎学力の向上」を繋げると意味が分かりづらくなるため、「基礎学力の向上」部分は前段の「規則正しい生活習慣の定着」の後に追記した方が分かりやすいと思う旨述べる。

学校教育課長 酒井委員のご指摘のとおり修正する旨説明する。

藤森委員 差替え前の資料には、学校を核とした地域づくりが明記されていたが、今回の差替え後の資料は削除されているがその意図を問う。

まなび推進課長 当初の修正段階では「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」などの文言を盛り込んでいたが、コミュニティ・スクールの視点と地域学校協働活動の視点が混在し、表現が分かりにくくなっている。そのため、学校と地域が相互に支え合うという趣旨は他の表現から読み取れると判断し、文言を削除して表現を整理したものである旨述べる。

藤森委員 「個別最適な学び」の推進（少人数指導、ICTの活用）に対し、西予市立中学校の適正規模・適正配置に関する検討は、意図として反していないかを問う。

教育長 暫時休憩

教育長 再開

学校教育課長 「個別最適な学び」の推進（少人数指導、ICTの活用）の少人数指導は、各学校の教科の評価において、児童生徒の人数を少なくして指導することで理解が深まり児童生徒の興味関心を高める効果が期待できる少人数で行う授業形態である旨説明する。

教育総務課長 西予市立中学校の適正規模・適正配置については、子どもたちが減少している中で、現在市が取り組んでいる子どもたちにとってより良い教育環境というのは、ある一定程度の切磋琢磨ができる環境であるというところで項目を追加した旨説明する。

教育長 その他意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 協議第2号については、本日伺ったご意見等を修正したものを次回定例会で議案として上程することに賛成の委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

協議第3号 西予市立学校における働き方改革推進計画の策定について

教育長 事務局へ説明を求める。

学校教育課長 担当係長から説明する旨述べる。

学校教育課学校管理係長 資料に基づき説明する。

教育長 1月の説明内容から学校からのアンケートや内部の意見聴取を踏まえ変更している旨述べる。事前配布した教職員のアンケート内容も踏まえ、ご意見を伺う旨述べる。

藤森委員 1点目として計画の趣旨中、「教育の質を高めるためのもの」との表現には賛成であるが、先生方は今も質を高めることをされている。「さらなる」や「より」といった表現を付け加えることができないかと思う旨述べる。2点目にこの計画は現役の先生方に対してだけではなく、教員を確保する意味合いから、未来を担う若い方へ伝えたいことでもあるため「教員の確保」について、趣旨として加えられるものであるか検討して欲しい旨述べる。3点目に、時間外在校等時間はHPに公表する

必要性があるのか疑問に思う旨述べる。

教育長

暫時休憩を宣する。

教育長

再開を宣する。

学校教育課長

1点目については、委員のご指摘のとおり、教職員は学力向上を含め教育の質の向上に取り組み、一定の成果も出している。今後さらにその水準を目指すという観点から、「教育の質をより高めるため」と表現を改めたい旨述べる。

2点目については、現在、学校現場では長時間労働が常態化しており、教職員にとって負担が大きい状況にある。今回の働き方改革計画により、こうした長時間労働の改善が期待できる。また、働き方が改善されれば、教職員から「働きやすくなった」「環境が良くなった」といった声が広がり、それが新たな人材確保にもつながる可能性がある。本計画は現在の教職員を対象に策定しているものであるが、委員から示された教員確保の視点は重要なことであり、この趣旨を内容に盛り込むかについては、検討させていただきたい旨述べる。3つ目の公表については、学校からも懸念の声があったことは承知している。ただし、公表は、国の方針として自治体に求められており、今後は必ず取り組まなければならない事項となっている。そうした背景もあるので、保護者や地域の方にも現状を正しく知っていただくという意味でも、公表は必要だと考えている旨述べる。

酒井委員

大きな2の目標内の2つの目標の内、2つ目のストレスチェックにおける健康リスクの項目があるが、実施規模、回数について問う。

学校教育課学校管理係長

令和2年度から年1回実施している旨述べる。

酒井委員

年1回の実施時期を問う。

学校教育課学校管理係長

明確な実施時期は定めてないが、9月ないし10月に実施である旨述べる。

酒井委員

ストレスチェックの結果は、教員の心身の状態、学校の雰囲気、行事の忙しさなどに大きく左右されるため、年1回の数値のみで働き方改革の達成度を評価するのは適切でないと感じる旨述べる。1つ目の目標に時間削

減とあるが、業務そのものを減らさない限り、実質的な働き方改革にはならないと思う旨述べる。計画案として出来上がっている段階だと思うが、目標設定、特に2つ目の目標について再考の余地があるのではないかと思う旨述べる。

教育長

市役所でも実施しているが、市役所においても時期によって結果にばらつきがあり、学校現場でも同様に、実施時期によって数値が変動することは避けられない。特に学校の場合、9～10月の実施は1学期終了から夏休み、2学期開始直後という時期的要因が影響する可能性があると思う旨述べる。そのうえで、ストレスチェックはあくまで一つの目安として必要と判断し、事務局として目標に組み込んでいる旨述べる。市役所では総務課に保健師が配置され、結果のデータ管理や高ストレス者への対応が可能であるが、教員については同様の仕組みが整っていないと聞いている。3月に第2回検討委員会を開催する予定であり、その際に養護教諭等も参加される。本日の意見を共有する中で、目標の表現を現行のままとするか、修正するかについては、検討委員会での議論を踏まえて、検討していただきたいと思う旨述べる。

教育長

行事の見直しについて、考え方を問う。

学校教育課長

行事の精選については、以前から取り組みが進められ、運動会や学習発表会などの内容も大きく見直されてきている。しかし、すべての行事が十分に精選されたわけではなく、放課後の水泳・陸上練習などの活動や、学校行事における準備作業の量など、まだ改善の余地があると思う旨述べる。また、市学校体育会が各種大会を計画しており、その練習時間や大会方法について、関係機関と連携しながら見直しを進めていく必要があると考えている旨述べる。

兵頭委員

日課の見直しについて、時間短縮ではなく、毎日から隔日に変更した方が良いと思う旨述べる。

学校教育課長

個別具体的に表記しているが、ご指摘を受け、大きく捉えた方が良いと感じた旨述べる。再度内容については検討したい旨述べる。

教育長 定例会での意見として、第2回検討委員会の中で検討していただきたい旨述べる。

酒井委員 教員としては、授業を優先したいと思う旨述べる。昔は今と比べ、保護者からのクレームや不登校の児童生徒はほとんどなかった旨述べる。それらの対応にいま苦勞しているのではないかと思う旨述べる。スクールロイヤーが関わる以前の段階で学校以外が対応できる体制ができないかなと思う旨述べる。不登校については、中学校に設置したサポートルームにより昨年度は減少傾向が見られた点を評価できるが、不登校児童生徒への個別対応により、学級担任の負担が非常に大きく、授業準備時間が削られ、結果として放課後へ業務が回る悪循環が生じている。クレーム対応と不登校児童生徒への対応に力を入れてほしい旨述べる。

教育長 スクールロイヤーの活用について、計画に記載しているが、検討委員会の中で再度検討いただけたらと思う旨述べる。今回は教育委員から寄せられた意見を踏まえ、3月に実施される検討委員会の中で、推進計画案の作成が進められると思う旨述べる。協議第3号については、本日の意見を踏まえた上で、次回第3回定例教育委員会において議案として上程することに賛成の委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

6 報告事項

報告第1号 西予市中学校再編検討委員会検討状況について

教育長 事務局へ報告を求める。

教育総務課長 担当係長から報告する旨述べる。

教育総務課学校再編係長 資料に基づき、過去3回の検討委員会及び中学生の声を生かす学校再編ワークショップについて報告する。

報告第2号 第3回西予市中学校部活動地域展開推進協議会の協議内容について

教育長 事務局へ報告を求める。

学校教育課長 資料に基づき、協議内容を報告する。

教育長 8年度予定について、補足説明を求める。

学校教育課長 資料に基づき説明する。

教育長 委員に意見を求める。

酒井委員 来年度から拠点校方式の部活動が増えることで、担当する教員の負担が心配される。負担への配慮は検討されているかを問う。

学校教育課長 協議の中でも、拠点校の部活動顧問の負担が増えるのではないかという指摘がある。この方式の利用を希望する生徒は少数の見込みであり、移動手段の確保が難しい現状もあることから、複数の部活動で大幅に参加者が増える状況には至らないと認識している。

しかしながら、拠点校に配置される指導者については、生徒数の増加に伴い指導の手間や責任が増すことが想定されるため、対応策については引き続き検討を進める必要がある。協議の中では、他校の専門教員が一時的に応援として異動できないかといった意見も出されているが、現時点で具体的な方向性は定まっていない旨述べる。

報告第3号 西予市教育委員会表彰奨励賞表彰者の決定について

教育長 事務局へ報告を求める。

教育総務課長補佐 資料に基づき、17名の表彰者を決定した旨報告する。

7 閉会

教育長 午後3時31分閉会を宣する。